

## 市有財産の随時売却実施要項

### 第1 趣旨

この要領は、市有財産の随時売却による買受けを申し込む者が守らなければならない事項を定めます。

### 第2 公募売却物件

売却物件は以下のとおりです。物件の詳細については物件調書をご覧ください。

| 物件番号 | 売却財産の所在地      | 地目  | 面積<br>(㎡) | 売却価格<br>(円) |
|------|---------------|-----|-----------|-------------|
| 1    | 島田市金谷東二丁目22番9 | 宅地  | 198.03    | 売却済         |
| 2    | 島田市金谷東二丁目3番7  | 宅地  | 311.47    | 12,548,100  |
| 3    | 島田市金谷泉町4番5    | 宅地  | 285.38    | 売却済         |
| 4    | 島田市金谷東二丁目26番4 | 宅地  | 265.28    | 売却済         |
| 5    | 島田市金谷東二丁目26番6 | 宅地  | 266.00    | 売却済         |
| 6    | 島田市金谷泉町5番10   | 雑種地 | 214.35    | 売却済         |

### 第3 買受け申込み資格

次に掲げる者は、買受けの申込みを行うことができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に定める者
- (2) 公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- (3) 公募売却物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらの類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者
- (4) 公募売却物件が農地又は工業専用地域のときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場若しくは同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場の用に供しようとする者
- (5) 公募売却物件が農地のときは、静岡県知事又は島田市農業委員会が交付した農地法第3条許可に係る買受適格証明書を有しない者
- (6) 次のいずれかに該当する者
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 公募売却物件を取得するために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

#### 第4 買受け申込み

随時売却による買受けを申し込む者は、物件調書のほか現地を確認のうえ、次の方法により申し込んでください。

##### (1) 受付時間

午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）

##### (2) 受付場所

〒427-8501 島田市中央町1番の1（電話：0547-36-7124）

島田市役所行政経営部資産活用課資産経営担当

##### (3) 申込み方法

買受けを申し込む者は、以下の書類を上記受付場所へ持参により提出してください。（郵送及びファクシミリによる申し込みは受け付けません）

- ア 市有財産譲渡仮申請書（随時売却用）
- イ 市有財産譲渡申請書（随時売却用）
- ウ 委任状（代理人が申請する場合）
- エ 誓約書
- オ 住民票抄本（法人の場合は法人登記簿謄本）

##### (4) 市有財産譲渡仮申請書の提出

- ア 市有財産譲渡仮申請書は、希望する物件の仮押さえをするための申請（以下「仮申請」という。）です。希望する物件の購入にあたっては、必ず「市有財産譲渡申請書（随時売却用）」を提出（以下「本申請」という。）してください。
- イ 仮申請書を提出した方に、市有財産譲渡仮申請受領書を送付します。
- ウ 仮申請ができる方は、本申請を行う方です。
- エ 仮申請の有効期間は、市が仮申請書を受領してから30日間です。次順位の仮申請の有効期間は先順位の仮申請の取り下げ又は失効後30日間です。
- オ 仮申請の有効期間内に本申請がなされない場合は、市から連絡することなく、有効期間の経過により仮申請は失効します。
- カ 仮申請することができる物件は、1件までとします。

##### (5) 申込み順の決定方法

申込みは先着順で受け付けます。ただし、受付開始時間（毎日午前9時）に複数の申込者がいた場合、本申請を行う方を優先し、申込みの順番は抽選により決定します。

#### 第5 申込みの無効

次のいずれかに該当する者が行った申込みは、無効とします。

##### (1) 買受け申込み資格のない者

- (2) 所定の申請書によらない申込みをした者
- (3) 鉛筆書きの申込みをした者
- (4) ファクシミリによる申込みをした者
- (5) (1)から(4)に定めるもののほか、市が指定した条件に違反した申込みをした者

## 第6 買受予定者の決定

- (1) 公募売却物件ごとに、「市有財産譲渡申請書（随時売却用）」を最初に提出した者を買受予定者とし、市から決定の通知を行います。ただし、買受を希望する物件に仮申請がなされている場合は、先順位の者が本申請をせず、仮申請の取り下げ又は有効期間を経過した後に提出することができます。
- (2) 買受予定者の決定が無効となった場合又は買受予定者との契約を解除した場合は、当該買受予定者の次に申込みをした者を買受予定者とします。

## 第7 契約の締結

- (1) 市から買受予定者に対して、売買契約（以下「契約」という。）の締結について必要な事項を通知します。
- (2) 買受予定者は、決定の通知を受けた日から14日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）に市の定めた売買契約書により、契約をしなければなりません。
- (3) 契約関係書類及び登記関係書類の作成に当たっては、買受予定者の実印を用いることとします。
- (4) 買受予定者が(2)で定めた期間内に締結しない場合は、買受予定者の決定は無効となります。

## 第8 契約保証金

- (1) 買受予定者は、契約を締結する時まで、契約保証金として売買代金の100分の10以上に相当する金額（円未満の端数を切上げた額）を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。
- (2) 契約保証金は売買代金完納後30日以内に買受予定者に返還しますが、買受予定者の申出により売買代金の一部に充当することができます。なお、契約保証金には、納付した日からその返還を受ける日までの期間について利息を付さないものとします。

## 第9 売買代金の支払い

- (1) 売買契約を締結した者は、契約締結日から30日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）で市が指定する期日までに、売買代金（第8(2)により契約保証金を充当する場合は、売買代金の額から契約保証金の額を控除した金額。以下同じ。）を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。ただし、契約者が売買代金を指定した日までに納付できない特別の理由があると市が認めた場合は、遅延違約金を納付することを条件に売買代金の納付を遅延することができます。
- (2) 遅延違約金は、市が指定する期日の翌日から売買代金を納付した日までの期間を対象として、遅延日数1日につき納付すべき金額の1000分の1に相当する額となります。

## 第10 契約の解除

(1) 契約者が次のいずれかに該当する場合には、市は契約を解除することができます。

ア 契約者が第9(1)の売買代金を納付しない場合

イ 契約後、契約について不正の事実が発見された場合

ウ その他、法令等又は契約に違反した場合

(2) (1)の場合、契約保証金は市に帰属し、契約者には返還しません。

#### 第11 所有権移転登記と公租公課

(1) 所有権移転登記手続は、売買代金の完納後、契約者の申請により、市が行います。

(2) 所有権移転登記手続に要する不動産登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、契約者の負担とします。

#### 第12 契約不適合責任

契約者は、契約締結後、買い受けた財産に面積の不足や地中埋設物の存在等の瑕疵があり、契約に適合しないとしても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

#### 第13 募集の中止

公募売却物件の募集は、予告なく中止する場合があります。